

事 務 連 絡
平成 2 1 年 8 月 3 1 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

新型インフルエンザ等感染症に関する服務の取扱について

このことについて、別添の通り県立学校長宛に通知しました。つきましては、貴管内の教職員の服務の取扱について参考としてください。

[担当]

教育政策課

人事企画担当：山崎・小松・岡本

T E L ： 088－821－4569

F A X ： 088－821－4558

事 務 連 絡
平成 21 年 8 月 31 日

各県立学校長 様

高 知 県 教 育 長

新型インフルエンザ等感染症に関する服務の取扱について

新型インフルエンザ等感染症に関する感染防止等の措置により出勤困難と認められる場合の休暇については、平成 21 年 8 月 11 日の事務連絡において通知したところです。

しかしながら、この取扱については各学校より具体的な事案についての問い合わせがあることから再度、取扱を整理することと致しました。

つきましては、新学期を迎えるにあたり休暇の取扱について下記のとおりとすることとなりましたので、適切に対応してください。

記

1 特別休暇の承認

- ・検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 16 条第 2 項に規定する停留の対象となった場合

- ・感染症予防法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合

（これらの場合、当該職員に対して文書による通知がありますが、上記法律に基づく通知であるかを通知元に確認する必要があります。）

2（特別休暇）看護休暇の承認

職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族が新型インフルエンザの疾病により看護を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき。ただし、小学校就学の始期に達するまでの子が看護を必要とする場合にあっては、この限りでない。

3 病気休暇の取得

職員が新型インフルエンザ等感染症を発症した場合

4 その他

上記 1 に該当しないが、濃厚接触者と想定できる場合については、年次有給休暇とします。ただし、保健所より平成 21 年 8 月 31 日までに「濃厚接触者の皆様へ」等、個人が特定された（保健所でリスト化されている等）うえで、感染等防止の協力を文書で依頼された場合は、原則年次有給休暇の取得としますが、当初の緊迫した状況にかんがみ特別休暇を承認することも可能とします。（特別休暇承認にあたっては、保健所に個人が特定されていることをご確認下さい。）

[担当]

教育政策課

人事企画担当：山崎・小松・岡本

T E L : 088-821-4569

F A X : 088-821-4558